

〇〇〇〇（設置者を記載）防犯カメラ設置及び運用規程（記載例）

1 設置目的

防犯カメラは、〇〇〇〇（自治会名、施設名などの設置区域を記載）における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

2 設置場所

(1) 設置場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、〇〇〇〇（地番、施設名などを記載）に〇台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

3 管理体制

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

(2) 管理責任者は、〇〇〇〇（自治会、団体の役職及び個人名などを記載）とする。

(3) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

① 画像により知り得た情報の漏えい、または不正な使用の防止のため必要な措置に関すること。

② 防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせに関すること。

③ その他画像の適正な取扱いに関すること。

(4) 防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う操作担当者は、管理責任者が指定した者とする。また、それ以外の者による操作及び取扱いを禁止する。

4 画像の適正管理

(1) 設置場所

画像記録装置の設置場所は、〇〇〇〇（地番、施設名などを記載）とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。

原則として、画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。

(2) 立入制限

保管場所には、管理責任者、操作担当者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

(3) 保存期間

保存期間は、〇〇〇〇〇〇（日数を記載 ※おおむね1か月以内）とする。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。

記録された記録媒体を破棄する場合には、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上、破棄する。

5 画像の取扱い

記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。

また、次の場合を除き、第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令又は条例に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急又はやむを得ない場合
- (3) 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

ただし、画像の提供を行う場合は、要請者から身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに、提供の必要性を十分検討するものとする。

画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供目的・理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

6 苦情等の処理

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情を受けたときは、誠実かつ迅速に対応するものとする。

7 その他

画像に関する取扱いについては、個人情報保護に留意し、適切に取り扱うこととします。